

障害者福祉課

議案第40号

港区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例について

港区立児童発達支援センターで実施する障害児通所支援事業の利用において、障害児の食事の提供に要する費用のうち、保護者の自己負担分を軽減し無料とすることに伴い、港区立児童発達支援センター条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

港区立児童発達支援センターでは、障害児通所支援事業の一環として通園クラスを実施し、給食を提供していますが、今後、保護者の経済的な負担を軽減するため、これまで利用児童の保護者が負担していた給食費を無料とすることから、条例の一部を改正します。

2 改正内容

条例第8条に規定する事業の利用料金の一つである食事の提供に要する費用について、支払うべき利用料金から除外します。

3 施行期日

令和5年9月1日

港区立児童発達支援センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第八条 前条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十一条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 障害児通所支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二十一条の五の三第一項に規定する日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（食事の提供に要する費用を除く。）の額</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第八条 前条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する者は、第十一条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。</p> <p>一 障害児通所支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用の額</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(後略)</p>

付 則

1| この条例は、令和五年九月一日から施行する。

2| この条例による改正後の港区立児童発達支援センター条例第八條第一項第一号口の規定は、この条例の施行の日以後に行う障害児通所支援について適用し、同日前に行った障害児通所支援については、なお従前の例による。